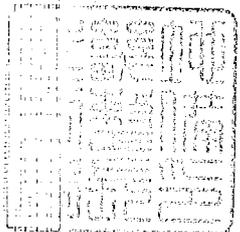


写



災害時における近畿地方整備局所管施設の
緊急災害応急対策業務に関する協定書



災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局長(以下「甲」という。)と、一般社団法人日本建設機械施工協会関西支部長(以下「乙」という。)とは、災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等(工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。)において発生した災害の緊急的な応急対策を実施するにあたり、甲及び乙が協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、近畿地方整備局の所管施設等における災害発生箇所とする。

(業務の内容)

- 第3条 甲は所管施設等が被災し必要と認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。
- 2 乙の会員は、甲からの出動要請に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、甲又は甲の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)の指示により当該災害の応急対策を実施するものとする。
 - 3 乙は、前項の災害応急対策業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要となる建設資機材の確保に努めるとともに、実施体制表をあらかじめ作成し甲に提出しておくものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条第3項に定める所管施設等の災害応急対策業務の実施体制表は、乙の会員の連絡系統及び連絡先一覧表とする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲又は事務所長等は、乙の会員の出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約又は業務等委託契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも書面により何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了する翌日より1年間継続するものとし、当該期間が満了した翌年以降も同様の扱いとする。
- また、締結後、甲乙いずれかの書面による申し出があった場合、本協定は廃止することができる。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲又は事務所長等及び乙又は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は乙又は乙の会員に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告するものとし、その措置については甲又は事務所長等と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成24年 4月 2日

甲 国土交通省 近畿地方整備局長

上 総 周 平



乙 一般社団法人 日本建設機械施工協会 関西支部長

深 川 良

